

A 2訪問介護相当サービスサービスコード表

令和6年6月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1111	訪問介護相当サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176	1月につき
A2	2111	訪問介護相当サービスⅠ・日割		日割の場合		39	1日につき
A2	1211	訪問介護相当サービスⅡ		(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき
A2	2211	訪問介護相当サービスⅡ・日割		日割の場合		77	1日につき
A2	1321	訪問介護相当サービスⅢ		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき
A2	2321	訪問介護相当サービスⅢ・日割		日割の場合		123	1日につき
A2	C211	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合		-12	1月につき
A2	C220	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割		日割の場合		-1	1日につき
A2	C212	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2	C213	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割		日割の場合		-1	1日につき
A2	C214	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ		(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	C215	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ日割		日割の場合		-1	1日につき
A2	6001	訪問介護相当サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等に サービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問介護相当サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合□	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問介護相当サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 □	所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問介護相当サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問介護相当サービス特別地域加算・日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問介護相当サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問介護相当サービス小規模事業所加算・日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問介護相当サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問介護相当サービス中山間地域等加算・日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4001	訪問介護相当サービス初回加算	ニ 初回加算			200 単位加算	1月につき
A2	4003	訪問介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問介護相当サービス口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	

A 2 訪問介護相当サービス サービスコード表

令和6年6月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A2	6269	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の 145/1000 加算	
A2	6381	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)	所定単位数の 221/1000 加算	
A2	6382	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)	所定単位数の 208/1000 加算	
A2	6383	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)	所定単位数の 200/1000 加算	
A2	6384	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4)	所定単位数の 187/1000 加算	
A2	6385	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)	所定単位数の 184/1000 加算	
A2	6386	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6)	所定単位数の 163/1000 加算	
A2	6387	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7)	所定単位数の 163/1000 加算	
A2	6388	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8)	所定単位数の 158/1000 加算	
A2	6389	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)	所定単位数の 142/1000 加算	
A2	6390	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 0			(十) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)	所定単位数の 139/1000 加算	
A2	6391	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 1			(十一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)	所定単位数の 121/1000 加算	
A2	6392	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 2			(十二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)	所定単位数の 118/1000 加算	
A2	6393	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 3			(十三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6394	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 4			(十四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14)	所定単位数の 76/1000 加算	

【静岡市独自の運用】
訪問介護相当サービスⅢ（週2回を超える程度の利用）は、要支援2の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）

【有効期限の設定について】
訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ1～Ⅴ14について、単位数表マスタは請求可能な有効期限設定を行っています。（令和7年3月31日まで）